

eo スマートリンクプレミアムパック利用規約

株式会社ケイ・オブティコム

平成 24 年 5 月 23 日制定

(本規約の適用)

第 1 条 本規約は、株式会社ケイ・オブティコム（以下、「当社」といいます）が提供する「eo スマートリンクプレミアムパック」（以下、「本サービス」といいます）の利用について定めます。

2 本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます）と本サービスの契約者もしくは利用者（以下、「利用者」といいます）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲、変更および通知)

第 2 条 本規約は、利用者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて利用者に対し通知（当社ホームページでの掲載を含み、以下同じとします）する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

3 当社は、本規約を利用者の承諾を得ることなく必要に応じて変更することがあります。本規約を変更した場合、当社はホームページなどにて、利用者へ通知します。本規約の変更は、利用者へ通知された時点で効力が生じるものとし、それ以前の規約はその時点で効力を失います。

4 当社から利用者への通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、ホームページなどに掲載するほか、登録された電子メールまたはその他当社が適当と認める方法により行われるものとします。

(用語の定義)

第 3 条 本規約において、次の用語は、それぞれ以下の意味で使用します。

eo スマートリンク	当社もしくは当社が提携するコンテンツ提供事業者が提供するホーム I C T サービス、情報サービスを利用するための当社が提供するプラットフォームサービス
eoID	当社が利用者を一意に特定するための、英数字と記号から成る識別子
契約者	以下のサービス契約者本人（以下、「マスター会員」といいます。）とします。 ・eo 光ネット
利用者	「マスター会員」とその家族（以下、「ファミリー会員」といいます。）であり、かつ、当社が別に定めるコンテンツサービス利用規約に同意している者とします。
eo スマートリンクプレ	本サービスを申し込むことにより、自動的に利用可能と

(本サービスの提供内容など)

第4条 本サービスを利用いただくことにより、別表1に規定する当社が提供するサービスを利用することができます。

また、当社が別に提供するeo光ネットの契約および当社が別に販売するeoスマートリンクタブレット（以下、「タブレット端末」といいます）を購入していただくことにより、別表2に規定するパック割引が適用されます。

2 eo光ネット1回線ごとに1のパック契約を締結することができます。

3 本サービスの利用は、当社が提供するeoIDを取得している者（マスター会員またはファミリー会員）とします。

(契約申込の条件)

第5条 本サービスは、eo光ネットの契約者であって、当社が提供するeoIDを取得している者（マスター会員に限る）であって、かつ、当社が別に販売を行うタブレット端末の購入者（eo光ネットの契約者）に限り申込ができるものとします。ただし、当社が別に提供するeoスマートリンクプレミアムパックとは重複して利用することはできません。

(契約申込の方法)

第6条 本サービスを利用する場合は、当社所定の方法により利用申込を行っていただきます。

(契約申込の承諾)

第7条 当社は、前条（契約申込の方法）による利用申込に対し、当社が承諾し、その旨を通知した時点で本サービスの契約が成立するものとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、以下の項目に該当する場合は、利用申込を承諾しない場合があります。

(1) 申込内容に虚偽、誤記または記入漏れがあったとき。

(2) 第5条（契約申込の条件）に規定する条件に満たさないとき。

(3) その他、当社が不適切と判断したとき。

(登録内容の変更)

第8条 契約者は、氏名、名称、住所などの利用申込時の登録内容に変更があったときは、そのことを当社所定の方法により届け出を行っていただきます。

2 契約者が登録内容の変更を怠りまたは誤った変更をしたことにより不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

3 利用者は、登録内容の変更を怠った場合に当社からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることを承諾するものとします。

(利用契約の解除)

第9条 契約者が利用契約の解除を希望する場合は、当社所定の手続きに従うものとします。
eo スマートリンクプレミアムパックを解除した場合、当該解除月の翌月から eo スマートリンクプレミアムパックコンテンツがご利用いただけなくなります。

(当社が行う本サービスの利用契約の抹消)

第10条 当社は、以下の各号に該当する場合には、その本サービスの利用契約を抹消することがあります。

- (1)利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わなかった場合。
- (2)利用者が、第18条(禁止事項)各号に定める禁止行為を行った場合。
- (3)利用者が、本規約の内容または趣旨に違反した場合。
- (4)利用者登録において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
- (5)契約者が、eo ネットの契約を解約された場合など、コンテンツサービス利用規約における「eo ユーザー」としての資格を失った場合。
- (6)その他、利用者として不適切または本サービスの提供に支障があると当社が判断した場合。

2 当社は、前項の規定により利用登録を抹消しようとする場合は、あらかじめその旨を利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(利用契約の終了後の措置)

第11条 事由の如何を問わず、利用契約が終了した場合における本サービス利用中に係る利用者の一切の債務は、利用契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

(利用者に係る負担)

第12条 利用者は、利用者の設備などを自己の費用と責任で準備し、本サービスの利用が可能な状態に置くものとします。

2 利用者は、前項に記載する利用者の設備などを自己の責任において管理するものとし、本サービスを利用するにあたり、当該利用者の設備などに障害などが生じても当社は一切責任を負わないものとします。

(自己の責任)

第13条 利用者は、本サービスの利用およびその結果につき一切の責任を負うものとします。万一、利用者による本サービスの利用に関連しまたは起因して、他の利用者または第三者から当社に対して何らかの請求、訴訟その他の紛争が生じた場合、当該利用者は、自らの費用と責任において当該紛争を解決し、当社に経済的負担が生じた場合にはこれを賠償するものとします。

(利用料金および支払)

第 14 条 本サービスに係る利用料金は、料金表(利用料金)に規定する料金を、当社が指定する期日までに当社所定の方法により毎月支払うものとし、

eo 光ネットと同時に eo スマートリンクプレミアムパックをお申し込みされた場合、eo 光ネット開通月の翌月から課金を開始いたします。ただし、当社の業務遂行上やむを得ない場合は、課金開始が翌々月以降となる場合がございます。

また、既にeo光ネットをご利用開始済みでeoスマートリンクプレミアムパックを追加でお申し込みされた場合、当社が別に販売するタブレット端末を当社が契約者に発送した日から10日後の日の属する月の翌月から課金を開始いたします。

- 2 契約終了月の利用料金は、月額の利用料金を満額支払うものとし、日割課金は行いません。
- 3 第 9 条(契約の解除)、または第 10 条(当社が行う本サービスの利用契約の抹消)の規定に基づき本サービスの利用契約の解除または抹消が行われた後、別表 1 に規定する一部のサービス(当社が認める範囲に限ります)を継続して利用する場合の当該サービスに係る料金は、本サービス契約終了月の翌日より当社が別に定める規定の料金が適用されます。ただし、当社が別に提供する他のパックサービスとの契約移行などの過程で生じる個々のサービスの料金については、その手続きの態様などを勘案し、減額して適用する場合があります。

(サービス提供の一時停止)

第 15 条 当社は、以下の各号に該当する場合は、本サービスの提供を停止する場合があります。

- (1)本サービスを提供するために必要なシステム・設備の保守または工事が必要な場合
- (2)本サービスを提供するために必要なシステム・設備に障害が発生した場合
- (3)当社以外の第三者の行為に起因する理由により、本サービスの提供が困難になった場合
- (4)その他、当社が本サービスの提供上、一時的な停止が必要と判断した場合

- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を停止する場合は、あらかじめその旨を契約者に通知するものとし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(サービスの利用停止)

第 16 条 当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、本サービスの全て、もしくは一部機能の利用を停止または制限することがあります。

- (1)契約者が、利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わなかった場合
- (2)利用者が、第 18 条(禁止事項)各号に定める禁止事項を行った場合
- (3)利用者が、本規約の内容または趣旨に違反した場合
- (4)利用者が、利用登録に際して、虚偽の申告を行ったことが判明した場合

(5)その他、利用者として不適切または本サービスの提供に支障があると当社が判断した場合

- 2 当社は、前項の規定により、本サービスを利用停止または制限する場合は、あらかじめその旨を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(著作権など)

第17条 本サービスにおいて当社が利用者に提供する一切の情報に関する著作権などの権利は、当社または本サービスに係るコンテンツ提供者に帰属するものとします。

- 2 利用者は、本サービスを通じて入手したいかなるデータなども、著作権法、および関連諸法規などで認められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版、自動公衆送信などのための利用はできません。また、これらの行為を第三者にさせることもできません。

(禁止事項)

第18条 利用者は本サービスの利用にあたって、以下の行為を行うことはできないものとします。

- (1)利用者が、第4条（本サービスの提供内容など）に定める利用範囲を超えて利用する行為
- (2)本サービスで提供している情報の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権など）、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3)本サービスで提供している情報を改ざん、または消去する行為
- (4)当社の電気通信設備に支障を与える、またはその支障を与えるおそれのある行為
- (5)その他、当社が不適切と判断する行為

(免責事項など)

第19条 天変地変、原因不明のネットワーク障害などの不可抗力により生じた損害、予見可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益を含む間接損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

- 2 当社は、本サービスで提供する情報の内容および品質について、完全性、確実性、正確性、有用性などいかなる保証も行いません。
- 3 本サービスで提供する情報の内容および品質に関連して発生した利用者または第三者のいかなる損害についても当社は一切の責任を負わないものとし、利用者と第三者の間で生じた紛争は、すべて当事者間で解決するものとします。
- 4 本サービスの提供、変更、中止、若しくは廃止、に関連して発生した利用者または第三者のいかなる損害についても当社は一切の責任を負わないものとし、利用者と第三者の間で生じた紛争は、すべて当事者間で解決するものとします。
- 5 当社は、本規約に明示的に定める場合のほか、利用者に対して一切の損害賠償責任および利用料金などの減額・返還の義務を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失があった場合は、この限りではありません。

(分離性)

第 20 条 本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

(準拠法)

第 21 条 本規約の成立、効力、解釈および履行は日本国法に準拠するものとします。

(紛争の解決)

第 22 条 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛争などが生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円滑に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本サービスの終了)

第 23 条 当社は、次の場合には、本サービスを終了することがあります。

(1)経営上、技術上などの理由により本サービスが適正かつ正常な提供ができなくなり本サービスの運営が事実上不可能になったとき。

(2)その他の理由で本サービスが提供できなくなったとき。

2 この場合、当社は契約者に事前に通知を行うものとします。

以上

料 金 表

1. 利用料金

区 分	単 位	料金額 月額
eo スマートリンクプレミアムパック利用料	1 のパック契約	285 円 (税込額 307円)

別表

別表 1

本サービスを利用いただくことにより、利用可能となるサービスなど

対象サービス	備考
タブレット 3 年保証	提供内容など、別表 1-1 に記載。
eo スマートリンク プレミアムパック コンテンツ	eo 天気 eo カレンダー eo 星座占い eo ニュース eo 運行情報
マカフィー® マルチ アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ライセンス (5 クライアントまで) ・ 利用可能な端末または OS はソフトウェアの製品仕様に準じます。
電子メール機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 メールアドレス (基本 1 メールアドレス + 追加 4 メールアドレス) ・ 利用には別途申込が必要となります。
メールウイルスチェック機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 メールアドレスまで (上記のメールアドレスに限ります) ・ 本サービスの契約中に利用中のメールアドレスに対し、自動的に適用されます。
リモートサポートプラス	<p>本サービスの契約の成立時に自動的に契約が成立します。</p> <p>また、本サービスの契約の解除時に自動的に契約が解除されます。</p>
マカフィー® モバイルセキュリティ (ライト)	平成 29 年 6 月 30 日までに、本サービスの利用を開始している契約者および利用者へのみ提供します。

本表に規定するサービスについては、本規約に定める規定のある場合を除き、当社が別に定める規定もしくはマカフィー株式会社の定めるソフトウェアの使用許諾条件などに準拠するものとします。

また、本表に記載のない各種コンテンツサービスの利用には、別途個々のサービスの利用規約などに同意いただく必要があります。

(注) 当社が別に定める規定とは、光ファイバーアクセスサービス契約約款、e o 光【マンションタイプ】会員規約または e o 光【マンションタイプ】所属会員規約、リモー

トサポート利用規約、およびメールウイルスチェックサービス利用規約とし、以下同様とします。

別表 1-1

1.保証概要	タブレット端末に故障が発生した場合、利用者からの請求に基づき、タブレット端末のメーカー保証書に規定する無料修理の内容および以下の条件に基づいて、保証サービス（修理）を提供します。
2.保証範囲	・タブレット端末のメーカー保証内容に準じます。 ※ただし、出張修理（当社から出張しての修理）および引取修理（当社が訪問して故障タブレット端末を引取しての修理）は行いません。なお、利用者の過失に伴う水濡れ、破損などの故障については適用対象外とさせていただきます。
3.保証期間	・タブレット端末のお買上げ日（タブレット端末に同封の保証書シールに記載する「お買上げ日」）から3年間（メーカー保証期間1年、延長保証2年）。 ※ただし、eo スマートリンクプレミアムパックをご利用いただいている間のみ適用対象となります。なお、保証修理に伴い故障タブレット端末が交換となった場合においても、保証期間については、当該交換前のタブレット端末の延長保証期間となります。
4.受付時間	当社の「eo サポートダイヤル」の受付時間（毎日9時から21時まで）

別表 2

1. タブレット端末 割賦購入に係るもの

eo スマートリンクプレミアムパック割引	1,259.8 円/月 (税込額 1,361 円/月)	当社が別に定めるタブレット端末機種を割賦購入契約により購入いただき、その賦払回数が 24 回であって、かつ eo 光ネットと eo スマートリンクプレミアムパックを 2 年間ご利用いただく場合に限り、毎月の eo 光ネット月額料金と eo スマートリンクプレミアムパック月額料金とタブレット端末割賦購入に伴う賦払金の合計金額から左記金額を 2 年間割引いたします。(eo スマートリンクプレミアムパックの課金開始月から起算して 24 カ月間割引となります)
	850 円/月 (税込額 918 円/月)	
	400 円/月 (税込額 432 円/月)	
	350 円/月 (税込額 378 円/月)	
	300 円/月 (税込額 324 円/月)	
	565 円/月 (税込額 610 円/月)	当社が別に定めるタブレット端末機種を割賦購入契約により購入いただき、その賦払回数が 36 回であって、かつ eo 光ネットと eo スマートリンクプレミアムパックを 3 年間ご利用いただく場合に限り、毎月の eo 光ネット月額料金と eo スマートリンクプレミアムパック月額料金とタブレット端末割賦購入に伴う賦払金の合計金額から左記金額を 3 年間割引いたします。(eo スマートリンクプレミアムパックの課金開始月から起算して 36 カ月間割引となります)

(注 1) パック割引期間中に、eo スマートリンクプレミアムパックの解除もしくはパック割引の条件を満たさなくなった場合、パック割引は当該解約月の翌月から適用除外となります。

(注 2) ご購入いただくタブレット端末機種および賦払回数によって、パック割引の金額および条件は異なります。

2. タブレット端末 一括購入に係るもの

eo スマートリンクプレミアムパック割引	30,255 円 (税込額 32,676 円)	当社が別に定めるタブレット端末機種を一括購入契約により購入いただき、かつ eo 光ネットと eo スマートリンクプレミアムパックを 2 年間ご利用いただく場合に限り、タブレット端末一括購入に伴う提供価格から左記金額を割引いたします。
	20,440 円 (税込額 22,075 円)	
	9,600 円 (税込額 10,368 円)	

	8,400 円 (税込額 9,072 円)	
	7,200 円 (税込額 7,776 円)	
eo スマートリンクプレミアムパック割引 解約精算金	24 カ月間を最大とした利用期間の残余月数に 1,259.8 円 (税込額 1,360 円) を乗じた金額	当社が別に定めるタブレット端末機種を一括購入契約により購入いただいた場合であって、eo スマートリンクプレミアムパックの課金開始月から起算して 24 カ月以内に eo 光ネットもしくは eo スマートリンクプレミアムパックを解約された場合に支払いを要します。
	24 カ月間を最大とした利用期間の残余月数に 850 円 (税込額 918 円) を乗じた金額	
	24 カ月間を最大とした利用期間の残余月数に 400 円 (税込額 432 円) を乗じた金額	
	24 カ月間を最大とした利用期間の残余月数に 350 円 (税込額 378 円) を乗じた金額	
	24 カ月間を最大とした利用期間の残余月数に 300 円 (税込額 324 円) を乗じた金額	

(注) ご購入いただくタブレット端末機種によって、パック割引ならびに解約精算金の金額および条件は異なります。

附則

(実施期日)

この利用規約は、平成 24 年 5 月 23 日から実施いたします。

ただし、本サービスの提供開始は、平成 24 年 6 月 1 日から実施するものとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 2 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 9 月 2 日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 12 月 2 日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

2 平成 26 年 3 月 31 日以前に、当社が別に定めるタブレット端末機種を割賦購入契約の申し込みがあり、当社がそれを承諾した場合であって、eo スマートリンクプレミアムパック割引の適用を受ける契約者については、別表 2 1. タブレット端末 割賦購入に係るものに規定する eo スマートリンクプレミアムパック割引の金額に代えて、以下の金額に 1.05 を乗じた金額を適用します。

eo スマートリンクプレミアムパック割引	1256.8 円/月	当社が別に定めるタブレット端末機種を割賦購入契約により購入いただき、その賦払回数が 24 回であって、かつ eo 光ネットと eo スマートリンクプレミアムパックを 2 年間ご利用いただく場合に限り、毎月の eo 光ネット月額料金と eo スマートリンクプレミアムパック月額料金とタブレット端末割賦購入に伴う賦払金の合計金額から左記金額を 2 年間割引いたします。(eo スマートリンクプレミアムパックの課金開始月から起算して 24 カ月間割引となります)
	856.95 円/月	
	571.13 円/月	当社が別に定めるタブレット端末機種を割賦購入契約により購入いただき、その賦払回数が 36 回であって、かつ eo 光ネットと

		eo スマートリンクプレミアムパックを3年間ご利用いただく場合に限り、毎月のeo 光ネット月額料金とeo スマートリンクプレミアムパック月額料金とタブレット端末割賦購入に伴う賦払金の合計金額から左記金額を3年間割引いたします。(eo スマートリンクプレミアムパックの課金開始月から起算して36カ月間割引となります)
--	--	---

- 3 平成26年3月31日以前に、当社が別に定めるタブレット端末機種の一括購入契約の申し込みがあり、当社がそれを承諾した場合であって、eo スマートリンクプレミアムパック割引の適用を受ける契約者については、別表2-2. タブレット端末一括購入に係るものに規定するeo スマートリンクプレミアムパック解約精算金の金額に代えて、以下の金額に適用時点の消費税相当額を加算した額を適用します。

eo スマートリンクプレミアムパック割引解約精算金	24カ月間を最大とした利用期間の残余月数に1,256.8円を乗じた金額	当社が別に定めるタブレット端末機種を一括購入契約により購入いただいた場合であって、eo スマートリンクプレミアムパックの課金開始月から起算して24カ月以内にeo 光ネットもしくはeo スマートリンクプレミアムパックを解約された場合に支払いを要します。
	24カ月間を最大とした利用期間の残余月数に856.95円を乗じた金額	

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年12月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 2 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。